

今治市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付実施要領

第1 事業の概要

1 目的

飼い主のいない猫の繁殖を抑制することにより、良好な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内で補助を行う。

2 補助対象者

次に掲げるすべての要件に該当する者（団体、個人を問わない）

- (1) 今治市内に住所を有する者
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者に該当しない者
- (3) 手術費用及び識別するため、耳の一部を切除する費用を負担した者
- (4) 手術後は、当該猫を保護した場所に戻した者

3 補助対象及び補助限度額

補助対象及び補助限度額については、以下のとおりとする。

補助対象	補助限度額
飼い主のいない猫（オス）	5,000円 ただし、手術料金が補助金額に満たない場合は、その額
飼い主のいない猫（メス）	10,000円 ただし、手術料金が補助金額に満たない場合は、その額

第2 募集方法

本事業の周知期間を設け、ラジオや広報などで周知した後、交付申請を募集する。

第3 交付申請

1 申請受付期間

10月1日から2月末日（ただし、開始日および終了日が土日祝日の場合は同月営業日内）

2 申請期限

不妊去勢手術を実施した日から30日以内

3 申請先

今治市環境政策課

4 申請方法

持参または郵送により提出

5 提出書類

提出書類については、以下のとおりとする。

1. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書
2. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を支払ったことを証する領収書又は、診療費用明細書原本

6 交付申請対象者の選定について

申込額の合計が予算額を超えるまで先着順で申請を受付する。

7 申請内容の審査

申請された内容について、補助金交付の条件を満たしているか等の審査を行う。

第4 補助金の交付

1 補助金交付決定の通知

審査の後、申請の内容が適当と認めたときは、書面による交付決定通知はせず、振り込みにより交付を行う。

2 補助金不交付決定の通知

審査の後、申請の内容が不適当と判断したときは、不交付決定通知書を送付する。